

福岡県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保等について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の対象となる経費は、県が策定した病床確保計画に基づき確保した、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関(以下「事業者」という。)が行う次の各号に掲げる病床確保等に必要経費のうち、知事が認める経費(以下「対象経費」という。)とし、基準額、対象経費及び補助率については別表1のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるための病床確保に係る経費
- (2) 病床確保及び新型コロナウイルス感染症患者等を診察した際の消毒経費
- (3) 医療従事者の宿泊施設確保等に係る経費(ただし、令和5年5月7日までの宿泊分に限る)

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

3 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず令和5年4

月1日から令和5年9月30日までとする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次により算出された額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）に別表1の第3欄に定める補助率を乗じた額とする。

- (1) 別表1の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 対象経費の配分又は事業内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、事業内容変更承認申請書（様式第1号）により知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）

は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月20日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- (9) 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (10) 地方公共団体以外の事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) 事業者は、この補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (12) 県や医療機関等新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関等から、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断らないこと。正当な理由なく患者を受け入れなかった場合には、補助金の返還又は申請の取り下げを行うこと。
- (13) 医療機関等情報支援システム（G-MIS）に病床の使用状況及び受入可能病床数等の入力を実際に行うこと。
- (14) 補助金の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いることとし、知事に処遇改善の内容を報告すること。
- (15) 事業者は、厚生労働省事務連絡に定める条件を満たさなければならない。

（申請手続）

第6条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第4号）により事業者に通知するものとする。

（変更申請手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更交付申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付決定を行い、変更交付決定通知書（様式第6号）により事業者に通知するものとする。

(概算払)

第8条 事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた事業者は、事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第8号）を、事業の完了の日（交付決定日が事業完了後の場合は、交付決定通知を受領した日）から起算して1か月を経過した日（第5条第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1か月を経過した日）又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

ただし、交付決定日が事業完了後の場合は、交付決定通知を受領した日から1か月を経過した日までとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行し、令和3年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月17日から施行し、令和4年1月1日以降の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行し、令和4年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行し、令和4年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行し、令和4年度の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月18日から施行し、令和5年度の補助金について適用する。
- 2 この要綱による改正前の福岡県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱の規定により交付を受ける補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月4日から施行し、令和5年度の補助金について適用する。
- 2 この要綱による改正前の福岡県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱の規定により交付を受ける補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

1. 令和5年4月1日から令和5年5月7日までに係る基準額等

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるための病床確保に係る経費 新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる際の病床確保（休止病床を含む）に係る経費に係る補助上限額はア及びイのとおりとする。 ただし、即応病床使用率（前3か月間）が県平均の30%を超えて下回る事業者（例：平均が70%の場合、49%を下回るとき）については、補助上限額をウ及びエのとおりとする。 なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと県が判断した場合は、この限りではない。 また、休止病床については、即応病床1床あたり休床2床まで（ICU・HCUが即応病床の場合は休床4床まで）を補助の上限とする。 病床確保日数については、オの日数の合計とする。</p> <p>ア 稼働病床の病床確保料 以下の金額に病床確保日数を乗じた金額 ① ICU 1床当たり 97,000円/日 ②重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000円/日 ③上記以外 1床当たり 16,000円/日</p> <p>イ 休止病床の病床確保料 以下の金額に病床確保日数を乗じた金額 ① ICU 1床当たり 97,000円/日 ②重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000円/日 ③療養病床 1床あたり 16,000円/日 ④上記以外 1床当たり 16,000円/日</p> <p>ウ 稼働病床の病床確保料（即応病床使用率が県平均の30%を超えて下回る事業者） 以下の金額に病床確保日数を乗じた金額 ① ICU 1床当たり 68,000円/日 ②重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床を確保する場合 1床当たり 29,000円/日 ③上記以外 1床当たり 11,000円/日</p>	<p>(1) 病床確保料</p>	<p>10分の10</p>

<p>エ 休止病床の病床確保料（即応病床使用率が県平均の30%を超えて下回る事業者） 以下の金額に病床確保日数を乗じた金額</p> <p>① I C U 1床当たり 68,000円/日 ②重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床を確保する場合 1床当たり 29,000円/日 ③療養病床 1床あたり 11,000円/日 ④上記以外 1床当たり 11,000円/日</p> <p>オ 病床確保日数</p> <p>①病床を確保した日から新型コロナウイルス感染症患者等の入院前日まで ②新型コロナウイルス感染症患者等の退院等、消毒等のため空床とした日数</p> <p>(2) 病床確保及び新型コロナウイルス感染症患者等を診察した際の消毒経費 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」（令和4年3月11日健感発0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に準じて消毒等を行った場合、当該消毒等に要した額。</p> <p>(3) 医療従事者の宿泊施設確保等に係る経費 上限額 1室当たり 13,100円/日 事業者があらかじめ契約等により指定する宿泊施設であって、医療従事者が、新型コロナウイルス感染症患者の対応のため業務が深夜に及んだ場合、又は新型コロナウイルス感染症患者の対応のため基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に限る。</p> <p>(4) 上記の事業の実施に係る経費について、調整を要する場合には、別途県と協議するものとする。</p>	<p>(2) (3)旅費、需用費（消耗品費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	
--	--	--

2. 令和5年5月8日から令和5年9月30日までに係る基準額等

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるための病床確保に係る経費 新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる際の病床確保（休止病床を含む）に係る経費に係る補助上限額はア及びイのとおりとする。 また、休止病床については、即応病床1床あたり休床1床まで（ICU・HCUが即応病床の場合は休床2床まで）を補助の上限とする。 病床確保日数については、ウの日数の合計とする。</p> <p>ア 稼働病床の病床確保料 以下の金額に病床確保日数を乗じた金額 ① ICU 1床当たり 97,000円/日 ②重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000円/日 ③上記以外 1床当たり 16,000円/日</p> <p>イ 休止病床の病床確保料 以下の金額に病床確保日数を乗じた金額 ① ICU 1床当たり 97,000円/日 ②重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000円/日 ③療養病床 1床当たり 16,000円/日 ④上記以外 1床当たり 16,000円/日</p> <p>ウ 病床確保日数 ①病床を確保した日から新型コロナウイルス感染症患者等の入院前日まで ②新型コロナウイルス感染症患者等の退院等、消毒等のため空床とした日数</p> <p>※ ICU・HCU病床ではない即応病床について、多床室を即応病床とする場合であって、構造上の理由により個室化することが困難である特別な事情があると認められる場合には、病床確保料の対象となる休止病床数を2床とすることを可能とする。 ただし、令和5年2月末までに確保された即応病床であって、当該即応病床に係る休止病床を2床以上（病床確保料の補助対象は2床まで）としていた場合に限った取扱とする。</p>	<p>(1) 病床確保料</p>	<p>10分の10</p>

<p>(2) 病床確保及び新型コロナウイルス感染症患者等を診察した際の消毒経費 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」（令和4年3月11日健感発0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に準じて消毒等を行った場合、当該消毒等に要した額。</p> <p>(3) 上記の事業の実施に係る経費について、調整を要する場合には、別途県と協議するものとする。</p>	<p>(2) 需用費（消耗品費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	
---	--	--